

岩手医科大学歯学会会則

第1章 総則

第1条 本会は岩手医科大学歯学会（英名 The Dental Society of Iwate Medical University）と称する。

第2条 本会の事務所は岩手医科大学歯学部（盛岡市中央通一丁目3番27号）内に置く。

第3条 本会は歯科医学の進歩、発展をはかることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会の開催
2. 内外諸学会との交流
3. 機関誌の発行
4. 研究助成事業
5. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

第5条 本会の会員は次の者をもって構成する。

1. 正会員 本会の趣旨に賛同した者
2. 名誉会員 本会に功労があった者
3. 賛助会員 本会の発展に協力する個人または団体
4. 臨時会員 単年度限りの会員
5. 学生会員(1) 本学歯学部学生（医学部学生等もこれに準ずる）。

学生会員(2) 本学大学院歯学研究科学生（医学研究科学生、常任研究員もこれに準ずる）。

第6条 本会に入会を希望する者は所定の申込書に会費を添えて本会事務所に提出しなければならない。

第7条 会員が退会しようとする場合は所定の手続きをしなければならない。

第8条 会員は所定の会費を前納しなければならない。但し、名誉会員は会費の納入を免除される。

第9条 会員は会報および機関誌の配布を受ける。但し、臨時会員、学生会員(1)への機関誌の配布は行わない。

第3章 役員

第10条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 評議員 若干名
4. 理事 若干名
5. 監事 2名

第11条 会長は本会を代表し会務を総理する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

理事は理事会を組織し、学術、編集、総務、財務などの各会務を分掌し、本会の会務を執行する。

評議員は評議員会を組織し、会長の諮問に応じ、かつ本会の会務に関する重要事項を審議決定する。

監事は会務及び会計の監査を行う。

第 12 条 役員の選出は次のとおりとする。

1. 会長は評議員会において選出する。
2. 副会長は会長が指名する。
3. 評議員は正会員より選出する。
4. 理事は会長が評議員会に諮って委嘱する。
5. 監事は正会員より選出する。

第 13 条 役員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。理事においても再任を妨げない。

第 4 章 事業

第 14 条 総会は年一回会長が召集して開催し、会務の報告を行う。必要に応じて臨時総会を開催することができる。

第 15 条 本会は総会時に学術集会を開催する他、年数回の例会を開催する。

第 16 条 本会は「岩手医科大学歯学雑誌（英名 Dental Journal of Iwate Medical University）」を機関誌とする。

第 5 章 表彰

第 17 条 本会に優れた貢献をした者に対して表彰を行う。

第 18 条 本会の表彰は次の 2 種類とし、その選考にあたっては別に規定を定める。

- (1) 岩手医科大学歯学雑誌に発表した優秀論文の表彰（以下「優秀論文賞」という）。
- (2) 岩手医科大学歯学会総会および例会において優れた発表をした者に対しての表彰（以下「会長特別賞」という）。

第 6 章 研究助成

第 19 条 本会員が遂行する独創的かつ将来性のある研究で、一定期間で研究成果が期待されるものに対し研究助成を行う。

第 20 条 本会の行う研究助成は次の 2 種類とし、その選考にあたっては別に規定を定める。

- (1) 歯学会研究助成（一般）
- (2) 歯学会研究助成（女性）

第 7 章 会計

第 21 条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

第 22 条 本会の会費は次の通りとする。

- | | | |
|---------|---------|----------------|
| 正会員 | 年額 | 5,000 円 |
| 賛助会員 | 年額 | 1 口 10,000 円以上 |
| 臨時会員 | 正会員の半額 | |
| 学生会員(1) | 無料 | |
| 学生会員(2) | 2,000 円 | |

第 23 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 会則の変更

第 24 条 会則の変更は評議員会の議を経て総会の承認を必要とする。

第9章 雑則

第25条 本会会則の施行に関して必要な細則ならびに規定は別にこれを定める。

附則 本会会則は昭和50年11月3日よりこれを施行する。

昭和53年8月31日一部改正

昭和54年10月27日一部改正

平成7年12月2日一部改正

平成8年11月30日一部改正

平成14年12月7日一部改正

平成19年12月1日一部改正

平成20年12月6日一部改正

平成22年12月4日一部改正

平成24年12月1日一部改正

令和4年2月26日一部改正